

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
行政相談委員による行政相談	3月9日(月) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
ひきこもり相談	3月12日(木) 15:00~17:00	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかったり、社会からひきこもりがちになって悩んでいる人や、その家族の相談に、精神科医師、臨床心理士、保健師が応じます(予約制)
アルコール相談	3月26日(木) 14:00~17:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。(予約制)
こころの健康相談	3月27日(金) 15:30~16:30		心の健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします。(予約制)
行政書士無料相談会 相続手続相談	3月13日(金) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
若年者就労相談	3月13日(金)・同27日(金) 13:00~15:30	ひこね燦ばれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリアコンサルタントによる就職相談。適性検査・面接指導をはじめ、職種や職業紹介まで個別指導します。自信を回復して就職に取り組み、自立した生活を目指します。
人権相談	3月18日(水) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
障害者相談	3月18日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	滋賀県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課 ☎27-9981 FAX26-1767
登記記録 表示登記相談	3月19日(木) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 電話による予約制(受付は、3月10日(火)8:30から先着6人) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
滋賀弁護士会 法律相談	3月27日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	電話による予約制(受付は、3月18日(水)8:30から先着6人) 相談料:1回(30分)5,250円(相談日にお支払いください) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウィズ」 (福祉保健センター前) 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関する事など、さまざまな相談に応じます。
男女共同参画ウィズ相談室 専門相談	法律相談 毎月第3月曜日午後 こころの悩み相談 毎月第4月曜日午後		専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要な人のみ予約できます。 「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では、臨床心理士が相談に応じます。
子どもと親の悩みの 相談電話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。(電話相談)
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX22-2841

こんな相談ありました!!

払わないといけないの?! ワンセグ携帯電話の公共放送受信料

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線 173 番



相談事例
遠方で学生生活を送っている19歳の娘のアルバイトに、公共放送の契約勧誘員が来た。勧誘員は娘にテレビがあるかと聞き、ないと答えるとパソコンはあるかと尋ねた。パソコンはあるがインターネットに繋いでないと答えると、ワンセグ(テレビ放送受信)対応携帯電話は持っているか、それでテレビを見ることはないかと聞いてきた。
娘が持っているし、時々テレビも見るが、公共テレビは見ないと答えた。テレビが受信できる設備を持っていないなら、公共テレビを見る見ないにかかわらず、受信契約をしなければならぬ」と言われた。本当に公共テレビは見ないと何度も言っていたが、受信設備を持っていないなら契約しなければならぬと繰り返して言われ、勧誘員が男性で怖かったの

で、契約すると言ってしまったという。
2か月分の受信料2,690円を請求されたが、お金がなかった。すると、クレジットカードでも良いと言われ、仕方なくカードを提示すると、データ読み取り機で情報をとられた。
娘は夜遅くまで大学で勉強し、インターネット契約も節約する質素な学生生活を送っている。2,690円は娘にとって大切なお金で、まして見ないテレビの受信料とは納得できない。本当に公共放送の勧誘員なのか、こんなことがあるのだろうか。あまりに不審なので、クレジットカードは使用停止の手続きをした。

(50歳 女性)

その勧誘員の説明は正しいのです。公共テレビ放送を見るかどうかに関わらず、公共放送のテレビ受信設備を持っていたら、公共テレビ放送の受信契約をしなければならぬと放送法32条に規定されています。その受信設備には、テレビだけでなく、パソコンやワンセグ対応携帯電話も含まれます。
そして、契約は世帯ごとの契約になりますが、複数の住居にテレビ受信設備がある場合、住居ごとに契約が必要ですが、住居で生活する人も、別途契約の必要があるのです。
しかしこれらの場合、一定の条件を満たして申し込みをすれば適用される「家族割引制度(2009年2月以降半額)」があります。同一生計の実家や自宅でキッチンと受信料を支払っていること、学生の

場合は、修業年限が1年以上の学校教育法に定める学校に在学していることなどの条件を満たし、家族割引として申し込みれば、受信料が半額になる制度です。
この事例では、契約書を確認したところ、学生割引申し込み欄があるにも関わらず、割引制度が申し込まれておらず、その説明も受けていないと分かりました。娘さんは、「ワンセグ対応携帯電話を持っていないら、受信料支払義務が発生するとは知らなかった。この携帯を解約しても受信契約を止めたい」という意向でした。
早速、窓口から公共放送に、勧誘方法の不適切だった点と娘さんの意向を伝え、何とか解約できないか交渉し、結果的に解約する事ができました。
卒業や入学、異動の時期でもあります。じゅうぶんに気をつけましょう。

ご意見をお寄せいただき ありがとうございました

(仮称)彦根市人権施策 基本方針(案)について

意見の件数 15件
案の修正を行うもの 1件
案の修正を行わないもの 14件

修正内容の概要
「売買春」「ドメスティック・バイオレンス」について、適切で公正な意味を記載することのご意見から、基本方針には、用語解説を添付します。

問い合わせ先 ☎人権政策課
☎30-6115、FAX22-1398

彦根市は「彦根市低炭素社会構築都市宣言」を行いました
一人ひとりが、二酸化炭素の排出を削減し、地球にやさしい行動をしましょう。



だれもが手軽にできる、地球にやさしい行動と二酸化炭素の削減効果

- ① テレビを見ないときは、消す
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約30.6kg
- ② アイドリングストップ
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約1,640円
- ③ 石油ファンヒーターは、必要ときだけ使う
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約40.2kg
- 一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約2,360円
- 一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約1,360円
- 一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約41.2kg

※「家庭の省エネ大事典」(2008年版、資源エネルギー庁・助省エネルギーセンター)より

問い合わせ先 ☎生活環境課
☎30-6116番、FAX
27-03995番

